



# 新型コロナワクチン接種情報

4/17時点情報



新型コロナワクチン接種  
コールセンター

0120・622・999

受付時間：9:00～17:30(土・日曜、祝・休日も受付)

## 接種スケジュール

※詳細は市のホームページでご確認ください

### ▶ 12歳以上で初回接種を完了した人

| 接種時期          |                          | 5月8日～8月      | 9月～12月 |
|---------------|--------------------------|--------------|--------|
| 対象            | 65歳以上の人、基礎疾患を有する人、医療従事者等 | 接種(1回)       | 接種(1回) |
|               | 上記以外の人                   | 接種不可(★)      | 接種(1回) |
| 使用ワクチン(費用は無料) |                          | オミクロン株対応ワクチン | 未定     |

(★)12歳～64歳で基礎疾患等がない人は、5月7日を過ぎると、9月まで接種ができません。ご注意ください

### ▶ 小児(5歳～11歳) …… オミクロン株対応ワクチン接種を実施中 ※8月までに原則1回接種可能

### ▶ 乳幼児(6カ月～4歳) …… ワクチン接種を実施中

ワクチン接種は強制ではありません。体質や持病等で接種しない(できない)人もいます。接種の強制や差別、不利益な取り扱いを行うことのないようご理解とご協力をお願いします


## 接種券

### 4月24日に発送

▶ オミクロン株対応ワクチン等を未接種で、手元に接種券がある人は、持っている接種券で接種が可能  
⇒接種券を紛失した場合は、再発行申請(WEB・郵送・コールセンター等)を

▶ 接種券が届いた人で、5月8日～8月に接種対象外の人(★)は、接種対象期間(9月～12月)になるまで、**接種券の保管をお願いします**

## 接種場所・予約

▶ 接種場所は「**コロナワクチンナビ**」で確認を  コロナワクチンナビ  
⇒接種可能な医療機関、使用ワクチン、予約方法などを公開しています

▶ 市の予約システム …… **4月26日午前10時から受付開始**

※新しい予約システムに変更となったため、初回ログイン時に名前・電話番号などの入力が必要です

市県民税、固定資産税・都市計画税 など

# 令和5年度 納税通知書を送付

令和5(2023)年度市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書の発送予定日と、納期限をお知らせします。

| 税目                              | 発送予定日 | 納期限          | 必ず納期限までに納めてください |
|---------------------------------|-------|--------------|-----------------|
| 市県民税<br>・普通徴収分<br>・公的年金からの特別徴収分 | 6月 8日 | 第1期 6月30日    |                 |
|                                 |       | 第2期 8月31日    |                 |
|                                 |       | 第3期 10月31日   |                 |
|                                 |       | 第4期 来年 1月31日 |                 |
| 固定資産税<br>都市計画税                  | 5月10日 | 第1期 5月31日    | 必ず納期限までに納めてください |
|                                 |       | 第2期 7月31日    |                 |
|                                 |       | 第3期 12月25日   |                 |
|                                 |       | 第4期 来年 2月29日 |                 |
| 軽自動車税                           | 4月28日 | 5月31日        |                 |

※公的年金からの特別徴収分は上表の納期限に限らず、原則年金支給時に引き去りされます

※給与からの引き去りで納める市県民税(特別徴収分)の納税通知書は、勤務先の会社等宛てに5月18日に発送する予定

### ● 所得税の確定申告書・市県民税の申告書を3月16日以降に提出した場合

- ・申告内容が初回の納税通知書に反映できていない場合あり
- ・国民健康保険料、介護保険料等の算定、課税(所得)証明書への内容反映が遅れる場合あり

### ● 各納期限どおりの納付が困難な場合、分納(納付誓約)の希望を「にしのみやスマート申請」から届出できます →



| 問合せ | 市県民税        | 市民税課 (0798・35・3214)  |
|-----|-------------|----------------------|
|     | 固定資産税・都市計画税 | 資産税課 (0798・35・3269)  |
|     | 軽自動車税       | 税務管理課 (0798・35・3209) |
|     | 納税について      | 納税課 (0798・35・3238)   |

## 令和5年度市県民税 課税・所得証明書の発行開始日

令和5(2023)年度市県民税の課税証明書や所得証明書の発行は、給与からの特別徴収の人は5月18日から、普通徴収および公的年金からの特別徴収の人は6月8日から。問合せは税務管理課(0798・35・3251)へ。

## 国民年金のお知らせ

# 学生納付特例の申請を受付

学生納付特例は、学生で所得が少ない等の理由から国民年金の保険料を納めることが困難な場合に、申請して認められると保険料の納付を猶予できる制度です。令和5(2023)年度分の申請を受け付けています。

|      |   |
|------|---|
| 受付窓口 | 医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション ※郵送申請も可              |
| 必要書類 | 基礎年金番号の分かるもの、学生証など<br>※昨年度も同特例を利用している人は、日本年金機構から送付されるハガキによる申請も可 |

### 学生納付特例は年度ごとに申請が必要です

申請が遅れて未納期間があると、万が一病气やけがで障害の状態となった場合に障害基礎年金を受給できなくなることがあります

問 医療年金課 (0798・35・3124) (HP) 30834123

国保・後期高齢者医療制度・福祉医療 加入者へ

# 事故等で保険証使用時は市に届出を

交通事故や傷害事件など、第三者からの行為によって受けた傷病の治療に要する医療費は、原則として加害者の負担となります。交通事故等の治療で医療機関を受診する際は、次の点に注意してください。

### 第三者行為が発生

第三者行為…相手がいる交通事故▷暴力行為を受けた▷他人のペットにかまれた▷車やバイク等の自損事故で同乗者としてけがをした▷飲食店で食べたものが原因の食中毒 など

### 医療機関で保険証や福祉医療費受給者証を使用する場合

#### 「交通事故等による受診であること」を伝える

保険証や福祉医療費受給者証を出す前に、必ず伝えてください

#### 市へ届出が必要

被害者が保険証等を使って治療を受けると、市はその医療費を一時的に立て替え、後で加害者に医療費を請求します。市への届出に必要な書類など詳しくは、各担当課へ問合せを



市へ届出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませしまうと、健康保険と福祉医療を使用できなくなる場合があります

|     | 対象                             | 担当課 ※市外局番は《0798》   | 市HP      |
|-----|--------------------------------|--------------------|----------|
| 問合せ | 国民健康保険の人                       | 国民健康保険課 (35・3120)  | 13277716 |
|     | 後期高齢者医療制度の人                    | 高齢者医療保険課 (35・3154) | 79706805 |
|     | 上記以外の健康保険加入者で、福祉医療費受給者証を持っている人 | 医療年金課 (35・3188)    | 19385758 |

## 市内施工業者による

# リフォーム費用の一部を助成

市は、市内の施工業者を利用して、住宅の修繕・補修工事などを行う場合に費用の一部を助成します。

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 次の全てを満たす人▶市内に住宅を所有している▶市内に住民登録があり、対象住宅に居住している▶市税の滞納がない▶過去に同事業の助成を受けたことがない  |
| 対象工事 | 次の全てを満たす工事▶住宅の機能維持・向上のための改修▶費用が40万円以上▶助成手続き完了後に着工し、来年3月31日までに完了して、費用の支払いができる<br>※部品などを調達でき、期間内に工事が完了できるか、事前に事業者へ確認を<br>対象工事は市のホームページで確認を |
| 助成金額 | 助成対象工事費の10%(限度額10万円)   |
| 定員   | 60人。多数の場合抽選  |
| 申込   | ハガキに①住所、②氏名(ふりがな)、③電話番号、④工事日程(6月15日以降)、⑤工事内容、⑥住宅の所有者、⑦申込者と所有者が違えば続柄とその理由を書き、5月19日(消印有効)までに商工課(〒662-8567六湊寺町10-3)へ郵送を ※持参不可               |

にしのみやスマート申請からも申込可



抽選の上、当選者に申請書類を送付します。市からの助成決定の通知前に工事に着工した場合は、助成対象外になります

問 商工課(0798・35・3641) (HP) 57333393